

## 生駒市条例第6号

生駒市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

### 生駒市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(生駒市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円を」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第12項の政令で定める金額を」に、「47万円」を「、当該政令で定める金額」に改め、同条第3項中「12万円を」を「法第703条の4第21項の政令で定める金額を」に、「12万円」を「、当該政令で定める金額」に改め、同条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の5.5」を「100分の7.2」に改める。

第4条中「22,800円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「第15条」を「第23条」に、「25,200円」を「30,000円」に改め、同条第2号中「12,600円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の2」に改める。

第7条中「3,600円」を「8,400円」に改める。

第8条第1号中「4,800円」を「9,600円」に改め、同条第2号中「2,400円」を「4,800円」に改める。

第19条を第27条とし、第16条から第18条までを8条ずつ繰り下げる。

第15条中「47万円を」を「法第703条の4第12項の政令で定める金額を」に、「、47万円」を「、当該政令で定める金額」に、「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「12万円を」を「法第703条の4第21項の政令で定める金額を」に、「、12万円」を「、当該政令で定める金額」に、「同条第4項本文」を「第2条第4項本文」に、「9万円」を「10万円」に改め、同条第1号ア中「15,960円」を「19,320円」に改め、同号イ中「17,640円」を「21,000円」に、「8,820円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「5,880円」に改め、同号エ中「3,360円」を「6,720円」に、「1,680円」を「3,360円」に改め、同条第2号ア中「11,400円」を「13,800円」に改め、同号イ中「12,600円」を「15,000円」に、「6,300円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「1,800円」を「4,200円」に改め、同号エ中「2,400円」を「4,800円」に、「1,200円」を「2,400円」に改め、同条第3号ア中「4,560円」を「5,520円」に改め、同号イ中「5,040円」を「6,000円」に、「2,520円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「720円」を「1,680円」に改め、同号エ中「960円」を「1,920円」に、「480円」を「960円」に改め、同条を第23条とする。

第14条第1項中「次条」を「第23条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の7条を加える。

(特別徴収)

第16条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2

第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第17条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第18条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第19条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8

月 2 日から 1 0 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から 9 月 3 0 日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の 1 0 月 2 日から 1 2 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の 1 2 月 2 日からその翌年の 2 月 1 日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の 8 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第 2 2 条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 1 4 条第 1 項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 1 7 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第 1 3 条第 1 項中「国民健康保険税」を「普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税」に改め、同条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(徴収の方法)

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

附則第3項から第5項まで、第7項、第11項及び第13項から第15項までの規定中「第15条」を「第23条」に改める。

(生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表の平成22年度の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第4項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成22年9月30日までの間においては、普通徴収の方法によって国民健康保険税を徴収するものとする。
- 4 新条例第21条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。